

開 会 の 宣 言

事務局

只今から令和4年8月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議 長

10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、9番 山本一彦 委員と、10番 磯永優二 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いします。次の会議について日程説明。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は5件でございます。
「議案第1号、通り番1から5を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

5番委員

■通り番1

通り番1について説明します。

譲渡人の■■■■さんが所有する畑を付近を耕作する■■■■さんが買い受けて耕作管理するというものです。

申請地は面積も狭く、樹木が茂っておりますが、整備して管理するという事です。

関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長	<p>議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番2について、地元委員の説明をお願いします。</p>
6番委員	<p>■通り番2、3 通り番2と3を続けて、説明します。 まず、通り番2ですが、譲渡人の■■■■さんが耕作管理が難しいということで、付近を耕作する■■■■さんが買い受けて耕作管理するというものです。 続いて、通り番3ですが、譲渡人の■■■■さんが高齢により耕作管理が難しくなったとのことで、譲受人の■■■■さんに贈与するというものです。 2件とも関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番2、3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番4について、地元委員の説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>■通り番4 通り番4について、説明します。 譲受人の■■■■■■■■■■は既に閉鎖されており、その畑を■■■■■■■■■■が、買い受けて耕作管理するということです。 ■■■■と■■■■■■■■■■は、おおもとの経営者が同じです。 関係書類も揃っており、法的にも特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>

議 長	議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番5について、地元委員の説明をお願いします。
8番委員	<p>■通り番5</p> <p>通り番5について、説明します。</p> <p>申請地は、大河内の長渕橋の付近で、圃場整備をした田になります。譲渡人の■■■■■さん、■■■■■さんと譲受人の■■■■■さんは、従兄弟同士の関係になります。</p> <p>これまでは、譲渡人は遠方におり、地元の農事組合法人が委託を受けて管理していましたが、所有者も高齢になり、管理ができなくなってきたということで、譲受人の■■■■■さんが個人で耕作管理するということです。</p> <p>■■■■■さんは、農事組合法人に所属しており、耕作管理もしっかりできると思います。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。</p>
議 長	議案第1号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第1号については、全て原案通り可決いたします。

議案第 2 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見
決定について

議 長

続いて、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は、3 件でございます。

「議案第 2 号、通り番 1 から 3 を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第 2 号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

1 2 番委員

■ 通り番 1

通り番 1 について、説明します。

■■■■さん、■■■■さんが所有する畑を自動販売機の設置及び駐車場として転用するものです。

申請地は長年、地元の方に貸し付けておりましたが、その方も高齢になり耕作ができなくなったこと、また所有者も市外に在住しており管理が難しいということもあり、耕作放棄を防止する意味でも、自動販売機の設置等の有効利用をしたいとのことです。

申請地は、旧国道赤熊交差点を宇島小学校側に入り、500 m ほど進んだ交差点の左側にあります。道を挟んで前には片平池があります。

申請地は用途区域内にあり、関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。

議 長

議案第 2 号の通り番 1 について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。

議 長

無いようでございますので、続きまして通り番 2 について、地元委員の説明をお願いします。

6番委員	<p>■通り番2</p> <p>通り番2について、説明します。</p> <p>申請人の■■■■さんは、建設業を営んでおります。事業に必要な資材置場が不足しているとのことで、今回の申請に至りました。</p> <p>申請地は、JR三毛門駅の裏側に三毛門県営住宅があり、その向こうに以前、星野水産がありました。その星野水産の西側の農道の入り口付近です。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番3について、地元委員の説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>■通り番3</p> <p>通り番3について、説明します。</p> <p>申請人の■■■■さんの自宅が老朽化してきており、今回の申請地は自宅横の畑ですが、そこに新築するという事です。</p> <p>場所は、元の県普及指導センターの手前です。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議案第2号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第2号については、全て原案通り可決し県に進達いたします。</p>

議案第3号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議長

続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、3件でございます。

「議案第3号、通り番1から3を、議案書をもとに朗読」

議長

議案第3号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

6番委員

■通り番1

通り番1について、説明します。

譲受人の■■■■さんは会社を経営しており、今回の申請は、譲渡人の■■■■さんの農地を買い受けて、譲受人が代表を務める会社に、社宅兼貸店舗を建築し、貸与するというものです。

申請地は用途区域内にあり、関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。

議長

議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。

議長

無いようでございますので、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。

全員

異議なし

議長

全員異議なしとのことですので、議案第3号については、全て原案通り可決し県に進達いたします。

議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議長
事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）ですが、福岡県農業振興推進機構を通じた所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長

何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（所有権移転）について、原案通り承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

全員異議なしとのことですので、議案第4号については、原案通り承認することといたします。

議案第5号

非農地証明交付申請の承認について

議長

議案第5号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

「議案第5号、通り番1、2を、議案書をもとに朗読」

議長

議案第5号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

8番委員

■通り番1、2

通り番1、2を併せて、説明します。

申請地は、鳥井畑のお寺の奥です。20年以上前より山林化しており、今回は周辺の山林地域と併せて、県営治山事業

議 長	<p>にて整備を行い保安林として管理するというものです。 関係書類も揃っており、非農地として問題もありませんので、ご審議をお願いします。</p> <p>議案第5号の通り番1、2について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、議案第5号の非農地証明交付申請の承認については、全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第5号は、全て原案通り可決いたします。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 の 宣 言</p> <p>10時30分閉会を宣言する。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 月 日

議 長

9 番 委 員

1 0 番 委 員